により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内」とあるのは「三年内」を「八年内の」とあるのは「三年内の」に改め、同条第十三項中「又は断熱改修住宅借入金等」を「、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等」に改め、同条第十五項第二号中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に、「又は断熱改修住宅借入金等」を「、断熱改修住宅借入金等の金額又は多世帯同居改修住宅借入金等」に、「又は当該断熱改修住宅借入金等が」を「、当該断熱改修住宅借入金等又は当該多世帯同居改修住宅借入金等が」に、「又は当該断熱改修住宅借入金等の」を「、当該断熱改修住宅借入金等の金額又は当該多世帯同居改修住宅借入金等の」に改め、同項第三号中「又は断熱改修住宅借入金等」を「、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等」に改め、同項第四号中「又は断熱改修住宅借入金等に」を「、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等に」に、「又は断熱改修住宅借入金等が同項第四号」を「が同項第四号」に改め、同条第十六項中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に、「又は断熱改修住宅借入金等」を「、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等」に改め、同条第十七項中「第四十一条の三の二第一項又は第五項の規定により」を「第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項の規定により」に改め、同項第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号」を削り、同項第三号中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に改め、同項第五号中「又は同項第二号」を「、同項第二号」に、「の額が」を「の額又は同項第三号に規定する特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額が」に、「又は当該」を「、当該」に、「額（」を「額又は当該特定多世帯同居改修工事等に要した同条第九項に規定する費用の額（」に、「の部分」を「又は当該特定多世帯同居改修工事等の部分」に改め、同項第九号中「又は断熱改修住宅借入金等」を「、断熱改修住宅借入金等の金額又は多世帯同居改修住宅借入金等」に、「第二十六条の四第三項各号」を「第二十六条の四第三項」に、「これら」を「同項」に改め、「法第四十一条の三の二第三項に規定する」を削り、「金額又は同条第七項に規定する」を「金額」に、「金額と」を「金額又は多世帯同居改修住宅借入金等の金額と」に改め、同条第十八項中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に改め、同条第十九項中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に、「又は断熱改修住宅借入金等」を「、断熱改修住宅借入金等」に改める。

第十八条の二十五第一項中「書類（」を「書類及び譲渡資産（同条第七項第一号に規定する譲渡資産をいう。以下この項において同じ。）」に、「（同条第七項第一号」を「（同号」に改め、「（同号に規定する譲渡資産をいう。以下この項において同じ。）が同号イからニまでのいずれかの資産に該当する事実を記載した書類（」に、「（同条第七項第一号」を「（同号」に改め、「（同号に規定する譲渡資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「には、次に掲げる」を「には、これらの」に改め、「当該特定譲渡をした者が」を削り、「を居住の用に供していた」を「が同号イからニまでのいずれかの資産に該当する」に改める。

第十八条の二十六第一項中「書類（」を「書類及び譲渡資産（同条第七項第一号に規定する譲渡資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）が同号イからニまでのいずれかの資産に該当する事実を記載した書類（」に、「（同条第七項第一号」を「（同号」に改め、「（同号に規定する譲渡資産をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「には、次に掲げる」を「には、これらの」に改め、「当該特定譲渡をした者が」を削り、「を居住の用に供していた」を「が同号イからニまでのいずれかの資産に該当する」に改める。

第十九条の二第一項中「平成二十六年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に、「第八条」を「（昭和四十二年法律第八十一号）第八条」に改め、同条第二項第一号中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に、「平成二十七年一月一日」を「平成二十七年一月一日において次の」を「平成二十七年一月一日において次の」に改め、同号イ中「平成二十六年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に、「同年三月三十一日」を「同年十月一日」に改め、同号ロ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「ロに」を「ロ及び第五項第二号ロに」に、「平成二十六年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に改め、同号ハ及びニ中「平成二十六年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に改め、同条第三項中「平成二十五年度の一般会計補正予算（第1号）」を「平成二十七年度の予算」に改め、同条第四項中「基準日（施行令第二十六条の八に規定する日をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「平成二十八年一月一日」に、「基準日に」を「同日に」に、「基準日後」を「同日後」に改め、同条第五項第一号中「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に、「基準日」を「平成二十八年一月一日」に改め、同項第二号中「基準日において次の」を「平成二十八年一月一日において次の」に改め、同号イ中「基準日に」を「平成二十八年一月一日に」に、「基準日の翌日から平成二十七年十月一日」を「同月二日から同年十月一日」に改め、同号ロ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条の規定による」及び「（ロにおいて「支援給付」という。）」を削り、「基準日」を「平成二十八年一月一日」に改め、同号ハ及びニ中「基準日」を「平成二十八年一月一日」に改め、同条第六項中「平成二十七年度の一般会計予算」を「平成二十八年度の予算」に改め、同条第七項から第九項までを削り、同条第十項中「第四十一条の八第二号ロ」を「第四十一条の八第二号」に、「同条第二号ロ」を「同条第二号」に改め、同項第一号中「児童手当法」の下に「（昭和四十六年法律第七十三号）」を加え、「施設等受給者を」を「同法第四条第一項第四号に係るもの（以下この号において「施設等受給者」という。）を」に改め、同項第二号中「児童手当等」を「児童手当法による児童手当又は同法附則第二条第一項の給付」に、「、施設入所等児童」を「、同法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童（以下この号において「施設入所等児童」という。）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「第四十一条の八第二号ロ」を「第四十一条の八第二号」に、「平成二十七年度の一般会計予算」を「平成二十七年度の予算」に改め、同項を同条第八項とし、同条に次の三項を加える。

9　法第四十一条の八第三号イに規定する財務省令で定める給付金は、平成二十七年度の一般会計補正予算（第1号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金とする。

10　法第四十一条の八第三号ロに規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　国民年金法第十五条第二号に掲げる障害基礎年金又は同条第三号に掲げる遺族基礎年金を受けている者

二　前号に掲げる者に準ずるものとして、次に掲げる者

イ　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。ロ及びハにおいて「国民年金法等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害を支給事由とするものを受けている者

ロ　国民年金法等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害を支給事由とするものを受けている者

ハ　国民年金法等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害を支給事由とするものを受けている者

ニ　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第一項又は第二項に規定する給付のうち障害を給付事由とする年金である給付を受けている者

ホ　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金のうち障害を給付事由とするものを受けている者

ヘ　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する障害年金を受けている者

ト　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金のうち障害を給付事由とするものを受けている者